

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

(要望項目)

## 4-3 行財政改革

## (1) 大都市制度の取り組みについて

大阪府と大阪市は、大阪にふさわしい大都市制度の具体的な制度設計を行うために、法律に基づき、特別区設置協議会を設置し、議論されている。制度設計にあたっては、基礎自治体優先の原則に基づいた地域主権改革となるよう、住民サービスの低下や事務コストを増大させないこと。また、政令市の大阪市がもつ政策能力を活かすことや大幅な権限移譲を進めることが重要で、第30次地方制度調査会の答申との整合性についても十分熟慮されること。

(回答)

第6回特別区設置協議会（平成25年8月9日）では、「大阪における新たな大都市制度の制度設計案（パッケージ案）」をお示ししました。このパッケージ案では、現在の府市の事務事業を新たな広域自治体と特別区に仕分けした事務分担（案）をお示ししています。

その中で、基礎自治体重視のサービス提供体制を確保する観点から、特別区については、中核市を上回る権限を担うこととし、公選区長と区議会のもと、福祉・保健などの住民に身近な行政サービスを総合的に提供していくこととしています。

特別区の区役所が担う事務数は、今の行政区の区役所で担っている事務数の約7倍になるとしています。また、各特別区に支所等を設けることとしており、窓口サービス業務等については、引き続き身近な場所で受けただけにすることとしています。

こうした特別区の設置に伴うコストについては、システム改修経費や庁舎の確保に要する経費などのイニシャルコスト、必要な執務スペースの賃借料、議会や行政委員会の運営費、システム運用経費などのランニングコストを現時点の想定で試算しています。これら再編コストは、一定の時間軸をおいて見れば、再編効果額で賄うことができるという財政シミュレーションを併せてお示ししています。

また、第30次地方制度調査会の答申では、現行の大都市制度の見直しについて、都市内分権の充実など指定都市制度の見直しなどが提言されています。あわせて、新たな大都市制度については、大都市地域特別区設置法に基づく、特別区制度の他地域への適用に関する提言がされており、大阪では、法に基づく特別区の設置について協議会で議論を重ねています。

(回答部局課名)

大阪府市大都市局